安芸市立小学校移転統合及び小規模特認校設置に係る基本構想・基本計画策定委託業務
のプロポーザルに関する企画提案書作成要領

1　提出書類

企画提案書は次に掲げる書類で構成し、10 部提出すること。

番号	提出書類の名称	規格等	備考
1	企画提案書	Ａ４（任意様式）	業務名、提案者名を記載すること
2	見積書	別紙様式第５	

2　提出方法

（1）提出方法

持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る）

（2）提出期限

令和８年 12 月 15 日（火）12 時　必着

（3）提出先

〒784-8501　安芸市土居 82 番地１　安芸市教育委員会学校教育課

（4）受付の通知

提出書類が提出期限までに到着し受付が完了したときは、提出者に対して電子メール等で通知する。

3　企画提案のポイント等

（1） 仕様書に基づく設計業務等に対する基本的な考え方

（2） 業務の実施方針、取組体制、業務の工程、特に重視する設計上の配慮事項、その他業務実施上の配慮事項等

（3） 特定テーマ

提案内容は、学校教育の現状や課題、今後の教育の方向性を十分に理解したうえで、業務要求水準及び特定テーマを踏まえ、必要な機能・性能を適切に反映したものとなっているか。

①新設統合校及び小規模特認校の特色・役割を踏まえた、安芸市全体の持続可能で魅力ある教育環境の構築についての提案

②将来の教育活動や地域の特性を踏まえた、学校施設のコンセプト及び効果的・効率的な施設整備についての提案

③将来の児童数の減少や教育ニーズの変化を見据えた、持続可能で柔軟な学校施設の整備についての提案

④学校移転統合及び小規模特認校の設置に向けた、保護者や地域住民等との合意形成の進め方についての提案

4　その他留意事項

（1）企画提案書は１者１提案までとする。

（2）企画提案書を受け付けた後の追加及び修正は、原則認めないこととする。

（3）企画提案書は返却しない。

（4）企画提案の作成及び提出にかかる費用は、提出者の負担とする。

（5）提案は、考え方を文章で簡潔に記述することとする。

（6）視覚的表現については、文章を補完するための最小限のイメージスケッチ図・イラスト等の使用は可能とするが、設計の内容を具体化した設計図・模型写真・透視図等は使用しないこととする。
（7）表やイメージスケッチ図等をカラーで表現することはできるものとする。